

三月廿日

ФРОНТ №.19 68·11·18

オニ期大学革新斗争(にむけて)薦進を開始せよ!

全都社主義學生戰線東京教育大學支部情宣社刊紙

目共の日ボット兵

=民青(3000)による

道力無比の抗て

東大生の面談をめぐらす！

- ・東大生学共斗公議と連帯して斗おう！七項目要求支持／全学封鎖戦術支持
 - ・東大新執行部による妥協懐柔策動粉碎／文部省の助言による直接介入粉碎！
 - ・民青の「全国動員」による武力制圧弾劾／教育大民青の「出兵」を許すや！

指揮、双を、スト反対派との結託と、全日本労働組合による武力制圧によつて、奪還せんとする日共!!

9月以降一定の「左」派的ボーグをとり、まさかえしをはからんとしていた民衆系諸君は、11・10の「赤旗」記文によるしめつけ、更に暴尾の「星學封鎖を行えは、大學用鎗をする」などの喝喝の前に、その右翼的本質を暴露していつたのである。それが「星學封鎖実力阻止」の方針なのだ。かの破天しつくし、「井戸」記もつて星學封道実力阻止へと星都ゲバート部隊の遠征により、齒行していったのである。かかる彼等の行為に狂喜したのは、文部省・太学当局であるのはいよいよ明白であろう。我々は、文部省の喝喝をほねのけ、新義行部の妥協、收招策などを粉碎し、そして庶民のセクト主義的な斗争破壊活動をのりこえて、東大ヨリ勝利へ向けて前進していくかねばならない。

「推進」記のマヤカシと「暴力阻止」方針の犯罪性

田大ヨリ争どもに68年諸學園斗争の一つの模範に位置する東大斗争は、現在、8・10告示を完全に粉碎し、新たな斗争の局面を迎えてゐる。大學当局は、首のすぐかえの上に立つて、10月以前の争端を免罪化し、全學集会を學校側のヘゲモニーのもとに開催し、斗争を收容せんとしているのである。文团委にあいて明らかにされた事実は「教育的処分」なるものの手続を越えた反動的性格と、その居直りの姿勢であり、「話し合ひトムードのがきたてによつて、率意を収相せんとはかつてゐるのである。そうであるが故に、我々は院生、助手による内部から、建立起準備しつつ、全學自主管理体制の构筑と、大學当局への彈劾の意を乞つて、あくまでも「眞面目要求を貫徹すべく、至尊封鎖ガ針を安田証券に結算し、2000名の斗争勝利によつて決定し、実践していこう」としたのであった。

東大斗争の現局面—新執行部の妥協収拾策
動に屈伏するのか、ア項目要主賛徹めでし、前進
するのみ!!

140日以上に及ぶストライキ斗争を経て、ついに決戦の日が来た。先進的反露君主立憲派（フロンティア）は、東大斗争にあけるに貴重な諸君の座団がバルト部隊による「東大軍事駐留」に武力制圧をほつきりと尋ねし、彼等のひどろ策動が何を意図したものであるのかを、坐學友に暴露しておかねばならぬ」と考へる。

(4) 話し合ひの内容は、「紛争解決」「して」である。
(5) 以上はすべて話し合ひであつて「西交」ではない。
この學長ならぬ回答について我々の原則的な懇意は、結
論的にいづれらは、拒否されればならない。何故なら
(1) つの回答は、大衆心理学を前提としていたといつもで

14の日以上に及ぼんとする我々の定期バリケーデス
トラベキの展開にもぬれぬらず、大學当局の過往的態度
によつて、我々はいさだ辞職因との大衆曲交をなすこ
りをこひない。そして14日の尊民ならの回答は、極めて
複雑な性格をもつてゐる。この問題に対する評価と原則
自ら態度を明らかにしておねねばならぬ。

前段落までの回答は、以下の通りなものであつた。

(1) 辞職員ども學部學生代表との話し合の用意がある。

(2) 上記の結果、案件が整えば、評議會と學部學生との話
しあいもあえられる。

(3) 上記のために予備招集を必要とし、各學部代表教官と
各學部代表學生とで行う。各學部ごとの招集を率て、呈

「お前がおのづかうに、おまえの心配は仕事で、おまえの仕事はおまえの心配だ。」

余武力介入の「主役」をはり下してゐるのである。我々はかかる行為を断じて諒めることはさきほし。彼等に徹底的な自己批判を迫つてゆくと同時に、彼等の「出兵」を阻止してゆかねばならぬ。

東大における民青系諸君のかかる策動は、単に東大一大学の問題ではなく、まさに全国的空洞的には矛盾の極めて銳い集中的な表現であり、我々が民青系諸君の武力削圧を勧めし、東大斗争勝利の道を手もつことは、まさに全国的な意義をもつてゐるのだ。

「東大の次は教育大だ」とはどうがりてゐる民青系諸君に対して、我々は、政治的に軍事的に彼等の策動を撃碎してゆく用意があることを宣言。警告すると同時に、強烈な阻止をめざして、強力に前進してゆくであつることを、はつきりと宣言してみよう。

「武力制圧をひそんとしてしるのである。その想図は、至る諸学園斗争にありてふとほされ、急速に堕落を辿つてゐる民情が、自分の記憶の破綻と運動大會の誤りをデッナげに「正当防衛」による口実によつて隠蔽せんとする策略はの。日兵の口ボット民情は、かかる手段によつてしか「まきかえしきはかりえりのであり、至る日ゲルト部隊による東大の武力制圧は、あにかもソ連軍のチエコへの武力介入にも似た反革命的行為はの。」教育大自治会活動の阻害者「民情は、東大武力制圧といつ日共の指揮にこたえ、多くの「出兵」をなし、反革

筆桌上の拒否回答書のた。我々は、一讀して大學当局との大衆団体を奥深くすべく空騒べり「アーバンストライキを極端に」大學当局に「大衆団体に応ずるよつし要求してさだ。だがそれに対し、無理ないしほ拒否で済長、評議因は対応してさだのじはなれつたか」「今度の回答も、備考で正確に述べられておる如く、大衆団体をは、拒否しており、それを前提とした形で、一小さな詭し長いのつみあけと路線がむ變へておるのだ。我々は、済長、評議因

が、大坂田交を確約したが、つまりあれや
これやの田面的な話し呂いは、東洋的に意味
がある。いばかりに、逆にその話し呂いが田交回
過の口裏となる可能性があるので、
（イ）紛争の解決についてこゝに「PDA」をりと示さ
れる如く、了解表示→代表が見る、大勢上り
部にとつては、「事態取扱の話し呂い」の場
として位子すり替えており、懷柔開始である
ことは明白である。

（3）「これは話し呂いであって田交ではない」と
いふが、何が何をいふかといふと、大勢上り
は、一語し呂いのつみあげ、「話し呂いのム
ード形成」一定の遷移条件の提示→事態取扱
き打思、つまり、二元的、皮算合の二ラウム

もとに「帝政政権」なるかくこゆく機会のための
機会であるのだ。これは、同時に「學生の
暴行を露へする」思想のもとに、由は、由は、
傳染の軟禁をいかにがすのかをやじつて行
く「露し曰い」でしかないのである。

かかる理由によつて、「この尊長國體は、大
衆由を拒否困難であり、我等は、これを弱
きこめて強制しなければならぬ」。

「元長國の貢図」といふに及んで
「文備始涉」の注記の誤り

たが、一つの國長官としての想をもう蘭君
にいること、又、お高木蘭君が、「田交拒否
に抗議することも、」と備後某「を最大限利
用して田交実現させし」とあつてあるや釣を提
起しここにいることを確認するならば、我々は、

(1)あれや、一派やの出発的な「準備筋筋」、各學部教員代表・學會的培養・補導員との一は、全く現在の斗争を歪曲するものごとくない。何故なら一般的な「話し合い」路線と認別して扱って、「話し合い」路線だけ、筑波

移動阻止手紙は貴様に見えないが故に、我々は本體封鎖を因めたバリケードストによる闘争を展開しているのである。その一ことに亘つて、尊長・評議院を我々に厭がせしめ、日々の内にひきずり出して行くことを厭がしむのであるゆつたのか?もし、我々が、やれど御身に立つゆづば、まず尊長・評議院に大體の形を確立せしめ、それをお擧とした上で、外交の形式を以てして、直接交渉の道を進み、以外には考えられないのである。

⑤結婚問題は家庭問題生れで夫との離婚問題にして、次に語りおかねばならない。夫の性質でもいいのはないか」と、つづきに来る娘君やいるのもしない。だが次の二三を考へてほんと娘君、おおむね「良い」性格はどういうものであるのか、大體上この部が西交を離婚してしまった娘君では、(1)娘君の母向をやでるものであり、彼の母の「方針」のミニマ化を助ける場となる。母性をありの尊生の尊生は娘君にとって、たゞ一つ形で、大典的な母女を離婚する口実を与えることになり、どうのは、大体上この部が誤得されるなどと考えるのは至くの想像であつて、口は自由に言つてよいとの想いの次第である。

いわせんと第2としているのである。

「このへどが應該するならば、我々は一切の幻
想から脱離する。同時に、大學当局の歴史・懷
柔に、主觀的標準をもつてゐるかのうと、客觀的に
はくみこさりこそり「平權待遇」を実現とした
主觀的利用説」を研磨してゆだねはなり。一
更に我だけ、大學当局の一定の議決とそれを
テコにした上からの「半應收括」の策動を行ひの
け、あらゆる藝術工スカレートと、主体の強化
をはねる等々から、評議院との大衆團體を力方に
つてゆくにはちぢらない。社民工大學生戰線チコントンは、民衆系議會の議決をはねのけ、筑波移動
阻止めざして最後まで諸君とともに汗じて働く
ことを誓つた。

大衆田交を回避せんとする。
大学当局のギマント語、眞、
ホーツを断片としてこの文の前に付

民青系諸君の、大學当局の
妄想懷柔策幼人の陥没を

言ひた!!
氏書系諸君の「予備交渉をあ
提とした利用記」による大學當
局との「着を許すな!!

卷之三